

希望制指名競争入札の実施に係る入札説明書

令和2年8月25日

東村山市長
渡部 尚

1 件名	防災行政無線(移動系)デジタル化工事
2 業種	電話・通信
3 工事場所	東村山市本町1-2-3 東村山市役所他
4 工期	令和2年9月25日から令和3年3月31日
5 概要	統制局設備設置工事一式:簡易基地局無線装置、遠隔制御装置、スリーブ型空中線、同軸避雷器等の設置、 移動局設備設置工事一式:半固定型無線装置、マイク分岐装置、スリーブ型空中線、同軸避雷器等の設置 事前準備工事一式、旧設備撤去工事一式 他
6 予定価格(税込)	事後公表
7 単体・JV区分	単体
8 入札方法	希望制指名競争入札(東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる電子入札)
9 入札参加資格条件	(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 (2) 東京電子自治体共同運営の東村山市競争入札参加有資格者で、上記2の業種に登録があること。 (3) 東京電子自治体共同運営の東村山市競争入札参加有資格者で、東京都内に本店又は支店・営業所等の契約締結の権限を有していること。 (4) 公表の日から入札までの間で、東村山市から指名停止措置又は入札参加排除措置を受けていないこと。 (5) 上記2の業種において過去7年度内(平成25年4月1日から公表日の前日まで)における官公庁発注工事で契約金額が1件当り3千万円以上の工事実績があること。ただし、東村山市内に本店、支店等の契約権限を有する事業所がある者については、上記2の業種において、過去10年度内(平成22年4月1日から公表日の前日まで)における官公庁発注工事における契約金額が1件当り1千万円以上の工事実績があること。 (6) 建設業法の規定に基づき、対象工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置することができること。 (7) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき等をいう。)にないこと。
10 申請方法	電子入札システム(電子調達サービス)により「希望票兼予定監理技術者等調書」を提出すること。 【添付書類】「希望票兼予定監理技術者等調書」に、資格条件で定めた契約実績の「契約件名」「請負金額」「発注者名」「契約日」「工期」が明記された書類(契約書の写し等)を添付すること。 また、監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」の表面・裏面、及び「監理技術者講習修了証」の写しを、主任技術者にあつては、「経歴届」を添付してください。 なお、落札後においては、当該予定技術者は、9(6)に該当する他の者に変更することができる。 (注) 1. 契約変更を行った実績の場合は、変更後の金額等がわかる書類(変更協議書等)も添付すること。 2. JV実績の場合は、構成員と出資比率が分かるもの(協定書の写し等)も添付すること。
11 申請書提出期間	令和2年8月25日(火)午後1時から令和2年9月1日(火)午後5時まで
12 申請結果の通知	令和2年9月8日(火)に電子入札システム(電子調達サービス)により、指名通知書を送付し

	ます。
13 設計図書の配付	電子入札システム(電子調達サービス)の「発注図書等受領」より受領してください。 (受領可能期間)指名通知書を受領したときから入札書を提出するときまで
14 質問の方法	電子入札システム(電子調達サービス)による。 (質問期間)指名通知書を受領した時から令和2年9月14日(月)午前11時まで
15 回答の方法	電子入札システム(電子調達サービス)による。 (回答供覧期間)令和2年9月17日(木)午前11時まで回答予定
16 入札期間	指名通知書を受領した時から令和2年9月24日(木)正午まで
17 開札日時	令和2年9月24日(木)午後1時45分
18 開札場所	電子入札システム(電子調達サービス)
19 入札執行回数	3回
20 落札者への通知	開札終了後、電子入札システム(電子調達サービス)により通知をする。通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日に受付票を持参し総務部契約課(市役所本庁舎3階)に来庁すること。ただし、別に指示があったときは、この限りでない。
21 入札の無効	(1)9に示した競争入札に参加する資格がない者が入札したとき。 (2)申請内容に虚偽の記載があったとき。 (3)工事請負等競争入札参加者心得(電子入札用)に違反した入札をしたとき。 (4)指名を受けた後、東村山市から指名停止措置又は入札参加排除措置を受けた者が入札したとき。
22 最低制限価格	予定価格の10分の9から10分の7の範囲で設定(事後公表)
23 入札保証金	免除
24 契約保証金	契約金額の10%以上の納付を要する。
25 前払金	あり。(契約金額の40%以内。ただし、6,000万円を限度とする。)
26 中間前払金	あり。(契約金額の20%以内。ただし、3,000万円を限度とする。) ※部分払を行う場合は対象となりません。
27 部分払	あり。(回数は4回以内。ただし、契約金額の10分の9を限度とする。)
28 契約条項を示す場所	入札情報サービス(電子調達サービス)の「お知らせ情報(東村山市)」に掲載する。
29 その他	(1)契約締結までの間に東村山市から指名停止措置又は入札参加排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。 (2)入札において、事故が起きた場合や不正な行為があると認めた場合は、入札を中止し、又は延期することがあります。 (3)必要に応じ、見積資料の提出を求めることがあります。また、この場合は、見積資料の総括表等は、情報公開の対象となります。

(問い合わせ先) 東村山市役所総務部契約課

電話 042-393-5111

内線 2322・2323